

令和7年第2回企画経済常任委員会会議録

1. 日 時 令和7年6月20日（金）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
- （1）議案第2号 専決処分（白井市税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
 - （2）議案第3号 専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
 - （3）議案第12号 契約の変更について
 - （4）議案第15号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第2号）のうち企画経済常任委員会が所掌する科目について
 - （5）議案第16号 令和7年度白井市下水道事業会計補正予算（第1号）について
 - （6）議案第19号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第3号）のうち企画経済常任委員会が所掌する科目について
 - （7）閉会中の継続審査について
4. 出席委員 広 沢 修 司 委 員 長・荒 井 靖 行 副 委 員 長
古 澤 由紀子 委 員・岩 田 典 之 委 員
石 井 恵 子 委 員・根 本 敦 子 委 員
伊 藤 仁 議 長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- | | |
|----------|---------|
| 副 市 長 | 嶋 田 善 康 |
| 企画財政部長 | 板 橋 章 |
| 市民環境経済部長 | 今 井 美由紀 |
| 都市建設部長 | 鈴 木 和 宏 |
| 企画政策課長 | 村 越 貴 之 |
| 財 政 課 長 | 富 田 宏 美 |
| 課 税 課 長 | 佐 藤 愛 子 |
| 環 境 課 長 | 鈴 木 陽 介 |
| 産業振興課長 | 岩 立 裕 子 |
| 道 路 課 長 | 小 島 健太郎 |

	上下水道課長	鈴木隆宗
7. 会議の経過	別紙のとおり	
8. 議会事務局	議会事務局長	松岡正純
	主査補	會卓也
	主事補	大塚和佳奈

委 員 長 の 挨 拶

○松岡正純議会議務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。会議に先立ち、広沢委員長より御挨拶をお願いいたします。

○広沢修司委員長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、当常任委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

常任委員会も枠組みが変わりまして、企画経済常任委員会ということで、今回は最初の審議になります。議案は6件、丁寧な審議をよろしくをお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松岡正純議会議務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました嶋田副市長より御挨拶をお願いいたします。

○嶋田善康副市長 皆さん、おはようございます。本来であれば、笠井市長が参り、御挨拶申し上げるところですが、所用が重なりまして、代わりに御挨拶申し上げます。

本日の企画経済常任委員会では、議案第2号から第3号、議案第12号、議案第15号のうち企画経済常任委員会が所掌する科目、議案第16号及び議案第19号のうち企画経済常任委員会が所掌する科目の合計6議案について御審議をお願いするものでございます。

委員の皆様方におかれましては、深い御理解と慎重なる御審議をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○松岡正純議会議務局長 ありがとうございます。嶋田副市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

〔副市長退席〕

○松岡正純議会議務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては広沢委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○広沢修司委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、企画経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりでございます。

発言は必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。

これから日程に入ります。

(1) 議案第2号 専決処分(白井市税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて

○**広沢修司委員長** 日程第1、議案第2号 専決処分(白井市税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

岩田委員。

○**岩田典之委員** 82条の1号のウについてお伺いしたいんですけど、これ、地方税法の改正ですから、市に聞くのはどうかなと思うんですけども、この排気量が125cc以下で、かつ4.0キロワット以下のものという、これを付け加えた理由というのは何か市のほうでは御存じでしょうか。

○**広沢修司委員長** 佐藤課税課長。

○**佐藤愛子課税課長** お答えします。

今年の11月から新しい排ガス規制が適用されることになりまして、現在の原付、50cc以下の原付ではその排ガスの規制がクリアできない見込みになるので、新しい基準の原付ができましたので、今回新しく付け加えさせていただいたものです。

以上です。

○**広沢修司委員長** 岩田委員。

○**岩田典之委員** 了解しました。

それでは、90条のほうに行きまして、これは障害者に対する減免ですけれども、3項のほうでお伺いしたいんですけども、これは何らかの理由で免許証を提示しなさいよと免許証を求められたときに、免許証がマイナンバーカードと連携していて、マイナンバーカードを見せるんですよね。マイナンバーカードに記載された特定免許情報を確認するための必要な措置、この必要な措置とはどういうことでしょうか。

○**広沢修司委員長** 佐藤課税課長。

○**佐藤愛子課税課長** お答えします。

マイナンバーカードに運転免許証情報が入っているものにつきましては、外見上ではマイナンバーカードと同じですので、見た目では分からないようになっています。運転免許情報を確認するためには、課税課のパソコンに内容を読み取るアプリを入れておりますので、一旦お借りして、そのアプリで中身を読み取るということをさせていただく予定です。

以上です。

○**広沢修司委員長** 岩田委員。

○**岩田典之委員** そうすると、今までいわゆる普通の運転免許証を提示した場合と、このマイナンバーカードを提示した場合と、時間的といいますか、どのような、すぐ分かるのか、それは、すいませ

ん、市のほうに、あるいは情報を持っている機関、そういうところに問い合わせて情報を得るという、
どういう形で情報を得るのでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 実際にまだマイナ免許証でこの減免の措置をされた方はいないんですけれども、
恐らく課税課のパソコンに読み取りのアプリが入っていますので、カードをカードリーダーに挿すこ
とで情報が画面に表示されるということになるかと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 市の課税課のほうの情報ということですので、例えば、免許証を、マイナンバーカ
ードを提示してから、時間的にはどのぐらいかかるような、障害者の方が提示をするわけですが、
一般的にはどのぐらいを想定しているのでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 実際に実施して計ったことはないんですけれども、カードをお借りして、パソ
コンに挿して、画面に表示されるという手順だけだと思いますので、そんなに何十分もかかるような
ものではないと思っております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 同じくマイナカードの件なんですけど、マイナ免許証を持つ人と普通の免許証を持
つ人との手続の違いというのはありますか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 お答えします。

免許証そのものを提示していただくか、マイナ免許証をお借りして、カードリーダーに挿して、ア
プリで読み取りをさせていただくか、その違いだけです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 それでは、82条の件についてまずお尋ねいたします。

先ほど質問にもありましたけれども、0.125リットル以下かつ最高出力が4キロワットということ
なんですけども、これ、実際の排気量としてはどういうことになるのでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 総排気量125cc以下ですので、125cc以下になるかと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 0.125リットル以下の排気量は全て最高出力が4.0キロワットということでもいいんでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 全てがそのようになるのではなくて、今回新たな新基準として125cc以下で最高出力4キロワット以下のものが新設されたということです。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 ちょっと細かくて申し訳ありません。0.125リットル以下で、なおかつ最高出力が4キロワットより上の場合はどうなるんでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 通常の125cc以下のものという理解かと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 実際には今の技術基準でいうと、それよりも低い排気量になるのかなと思っていたんですけども、そうではなくて、もう125ccであれば、全部ほぼオーケーという理解でいいんでしょうか。実際の運用の基準としてどうなるかをお尋ねいたします。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 ちょっと確認させていただきたいんですけども、それは排気量の規制のほうの話なのか、税額の話なのか、すいません、理解できないので、御説明いただけますでしょうか。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 今バイクの出力ってかなり高く、125ccそのものだと最高出力が4.5キロを超えてしまうケースがかなりあると思ってしまして、実際の運用はどうなるかということをお尋ねしております。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 課税の点からお話しさせていただきますが、総排気量が125cc以下で最高出力が4.0キロワット以下のものについては新たに新設されまして、年額2,000円の税金を課税させていただくことになります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 この数値はちょっと、ぜひ後で確認いただければと思っております。

今回の要旨としては、いわゆる原付の範囲を広げたということなので、今までは125ccというのは、2,400円だったものを2,000円にしてもいいですよと、そういう考え方でよろしいですか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 失礼しました。

新しいほうの82条の1号のウのほうに入らないものについては、その下のエのほうに該当することになります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 すいません、ごめんなさい、聞き方があまりよくなかったと思います。つまり、このウに該当するものは、本来2,400円だったものが2,000円になるという理解でよろしいですね。

○広沢修司委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時18分

○広沢修司委員長 再開します。

佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 すいません、失礼しました。今回新しくできたものが125cc以下で最高出力が4.0キロワット以下のもの、こちらが年額2,000円になります。それを超えるものについては今までどおりの2,400円になるんですけれども、これをどのように判断するかということにつきましては、バイクの販売証明書に記載されておりますので、それで判断して運用することになります。

以上です。

○荒井靖行副委員長 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はありますか。

根本委員。

○根本敦子委員 6ページの下のほうです。特定マンションに係る特例というのは何でしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 お答えします。

大規模修繕が行われたマンションで、工事が終了した年の翌年度に限って家屋の固定資産税を3分の1減額するという特例になります。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 申告書を出さなくてもいい要件というのは何ですか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 今回の改正は、申告書をそれぞれの所有者が出さなくて、管理者がまとめて出

せばいいということになったので、申告書そのものがなくなるわけではございません。

以上です。

○根本敦子委員 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに。

荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 今回の問合せに追加なんですけども、その管理者が出せばいいというのは、具体的には誰を指しているんですか。

それともう一つ、まあ、いいや、まずはそれをお尋ねします。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 管理組合の管理者等を想定しています。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 具体的には理事長がそういう書類をつくって、それで、その、いわゆる棟を代表した書類を出せば、そこに入っている、入居されている方が全部対象になるという理解でよろしいですか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 そのとおりです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 それでは、お尋ねしたいんですけども、今までは個別に大規模修繕を済ませた方が申請をしていたと思うんですけども、今までの申請の量がどうなったのか、そして、今回の運用に変わることによってどのぐらいの減収が見込まれているかは計算していますでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 今回の改正の部分の特例に関して、白井市では今のところ事例はございませんので、比較ができないところです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 すいません、ちょっとこれ、そもそもの話で申し訳ないんですけども、昨日も質疑がありましたように、この条例の中でも税金を変更するための条例というのは、ある意味非常に重いものだと思うんですね。それを今回専決にされた経緯を御説明いただきたいと思います。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 今回の地方税法の改正につきましては、令和7年3月31日に公布されまして、令和7年4月1日から施行ということで、議会を招集する時間がありませんでしたので、専決処分とさせていただきます。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 先ほどのバイクの話に戻るんですけども、バイクの課税基準日っていつになりますか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 毎年4月1日に所有している方に課税されます。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 それでは、これは確認なんですけども、いわゆる市民の人の利益を最優先にしたから、今回はこのような形で専決処分をしたというふうに考えていいんでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 先ほどと同じ回答になってしまうんですけども、そういったことではなくて、法律が改正されて公布されてから施行までの日にちが短いので、専決処分とさせていただきます。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 分かりました。

それでは、ほかの質問をいたします。

これ、皆さんもこの条例を読んで、この意味ってすぐ分かりましたか。何かすごく分かりづらいと思うんですけども、この条例の文章ってもう少し分かりやすくないのかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○広沢修司委員長 荒井委員に申し上げます。

この専決処分の内容についての質疑をお願いいたします。

荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 すいません、今、私がお尋ねしたのは、条例文書の分かりやすさについてお尋ねをしています。もう少し分かりやすい文章にできなかったのでしょうか。この文章自身は、例えば、総務省から「この文章でやってください」という依頼が来たから、この文章で出されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 税条例につきましては、国からこのような条例案でということで、見本といいますか、そういったものが示されます。必ずしもそれに従わなければならないということではないん

ですけれども、白井市としては今まで国の示すものでやっていまして、今回も同様に改正したものです。

以上です。

○荒井靖行副委員長 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 マイナカードにひもづける、もうつけられたんですけれども、今やっぱり医療の中でも取り違えなど様々な問題が起きているマイナンバーカードのひもづけを拡大するというのに対して、持っている人も持っていない人もあまり手続が変わらないというところでは、必要ないんじゃないかなということで、私は反対します。

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 ほかに討論はございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第2号は、承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○広沢修司委員長 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第2号は承認することに決定いたしました。

(2) 議案第3号 専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○広沢修司委員長 日程第2、議案第3号 専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑はございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 地方税法はどう改正されたのでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 今回の都市計画税条例の改正に関わる場所としては、地方税法附則の第15条第33項に福島復興再生特別法の規定による特例の規定が入っていたんですけども、これが削られたことによって項ずれが起きたものです。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 地方税法が変わると、なぜ白井市の都市計画税が改正されるのですか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 今回の都市計画税条例の改正部分に地方税法を引用している部分がありますので、項ずれによって改正が必要となるものです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 ほかに討論はありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第3号は、承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○広沢修司委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第3号は承認することに決定いたしました。

(3) 議案第12号 契約の変更について

○広沢修司委員長 日程第3、議案第12号 契約の変更についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 まずはお尋ねしたいんですけども、これを見ると、工期のほうが約3か月弱ぐらい遅れるということなんですけども、この供用開始というのは変化はないんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

工業団地アクセス道路につきましては、令和9年度の供用開始を目指して現在施工のほうを進めております。今回の工事につきまして、工期延期はいたしますが、全体の供用開始については影響ないところで進めております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 供用開始なんですけども、非常に幅が広がっているんですけども、基本的には、これによるいわゆる遅れはないという理解でいいんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおりで、これによる令和9年の供用開始への影響はないところです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 この原契約は1億5,000万円以上の一般競争入札になると思うんですけども、この場合、1億5,000万円以上の場合、事前審査というのが一応必要とされているわけですが、今回のこの契約は事前審査が行われて、その内容はどうだったのか、お聞きしたいと思います。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

すいません、委員おっしゃられている事前審査というのは当初契約のときということでしょうか。

○古澤由紀子委員 そうです。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

当初契約の際には総合評価方式により入札のほうを行っておりまして、入札の結果で業者のほうを決定したというようなところとなっております。

以上です。

○広沢修司委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 道路工事の契約の場合、契約の変更というのはまあまああると思うんですけども、今回の場合も、この変更内容の1と2にあるようなものというのは全く予測はできなかったということでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

今回の変更につきましては、ボックスカルバートや擁壁下の地盤改良などを追加しているところとなります。工業団地アクセス道路につきましては、全体延長としましては、約2,100メートルほど延長ございまして、その区間で12本のボーリング調査を行い、地層のほうを想定して設計を行っております。

実際の施工に当たりましては、擁壁の施工など、構造物を設置する際には、必要な地耐力、地盤の強さになるんですけども、それがあるかを確認し施工する必要がございますので、今回地盤の調査を施工に当たり行ったところ、必要な強度がないということが確認できましたので、必要な対策、地盤改良になりますが、そういった対策をしっかりと行って現場を完成させる必要がございますので、今回地盤改良を追加させていただいているところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 その点は分かりました。

原契約で、原契約の説明って以前受けていると思うんですけども、もう一度お聞きしたいんですけども、何社が入札に参加して、落札業者の値段と、その次点の業者の値段が幾ら違ったか、もし分かれば。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

当初の入札の際の応札者なんですけども、入札に参加した業者数が4社で、2社が辞退されましたといったところだったと記憶しております。ちょっと金額については、今、手持ちの資料がないところです。

すいません、資料が届きましたので、お答えいたします。

2社応札がございまして、金額としては……。すいません、ちょっとお時間ください。

○古澤由紀子委員 はい。後で答弁。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 地盤改良が必要なのは、強度が必要だということが分かりました。もともとやっぱり軟弱地盤だって分かっているボーリングをしたと思うんですけども、契約時に、今回3回目ぐらいだと思うんですよね、契約更新みたいな、そういうことがやっぱり分からなかったというか、契約

時にそういう改良工事が必要な検査をちゃんとできなかったのかというのを聞きたい。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

先ほども御説明したところではあるんですが、地盤の状況につきましては、12本のボーリング調査結果を基に地盤の強度を想定して設計のほうは行っております。

実際の施工に当たりましては、地盤の状況をさらにしっかり確認する必要があるございますので、地盤調査、スクリーウエイト試験といったものなんですが、それを施工に当たって行いまして、今回地盤の強度、必要な地耐力がないということが確認できましたので、改良のほうを行うこととしたところになります。

委員おっしゃるように、アクセス道路は、地盤が弱いということは把握はできておりまして、必要な地耐力が取れないことも想定されますので、そういったことも想定して事前に地盤調査のほうを行っているというところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 どんな地盤改良工事をしているのですか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

地盤改良につきましては、セメント系の固化材をベルトコンベヤーのようなもので現場に注入しながら、地盤改良を行う、そういったようなところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 この工事をやることで今後は追加工事が不要になるということはあるですか、なりますか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

現時点で判明している変更については全て反映しているところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに。

根本委員。

○根本敦子委員 ということは、やっぱり今後も追加工事が必要になる場合も出てくる可能性があるということですか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

現在現場の施工を進めておりまして、分かり得るものは全て今回の変更で入れてはいるところですが、今後やっていく中で万が一何か変更しなきゃいけないようなものが発生した場合には、必要な手続を取って変更を行うことが必要になることも可能性としては否定できないといったところだと思っています。

以上です。

○根本敦子委員 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 このアクセス道路なんですけども、かなり長い時間をかけて、お金もかなりかかっているかなと思っています。今まで、今回の契約を承認して、実際に施工したということを考えた場合、通算で幾らぐらい、幾らの支出になったのか、そして、今回の契約がこのアクセス道路の最後の契約になるかどうか、その確認をいたします。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

今までのアクセス道路にどれぐらいの事業費がかかってきたのかといったところの御質問かと思うますので、お答えいたしますと、ちょっとこれは令和5年度末時点の数字になるんですが、アクセス道路で委託費と用地補償費、それから、工事費の合計で8億7,700万円ほどかかってきております。

それと、アクセス道路の契約につきましては、まだこの後の交差点周りの工事ですとか、来年度以降も工事が続きますので、まだまだ工事契約のほうは続くところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 すいません、現時点でお尋ねしたいんですけども、そういうものを含めてトータルでどのぐらいの工事費、いわゆる施工費用になるというふうに考えていますか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

申し訳ございません、今、具体の数字というのはちょっと持ち合わせていないところとなります。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 すいません、先ほどの古澤委員の御質問についてお答えいたします。

当初契約の際の応札については2社ございまして、金額につきましては、今回の落札者については税抜きで1億4,500万円、次点の業者が1億5,900万円といったところとなっております。

以上です。

○広沢修司委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○広沢修司委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第12号は原案のとおり可決されました。

（４）議案第15号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第2号）のうち企画経済常任委員会が所掌する科目について

○広沢修司委員長 日程第4、議案第15号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第2号）のうち企画経済常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答方式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。

11ページ、4款1項5目公害対策費について質疑はございますか。

荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 今回浄水器及びウオーターサーバーを用意するということを説明いただきました。実際にこの浄水器・ウオーターサーバーそれぞれ単価はどのぐらいのもので、なおかつ浄水器・ウオーターサーバーそれぞれどうやって使い分けをされるのか、お伺いいたします。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

浄水器とウオーターサーバーの補助率、補助額のお話でよろしいですか、単価というのは。

○荒井靖行副委員長 まずはトータルの単価と補助率を教えてください。

○広沢修司委員長 荒井委員、マイクを入れて。

荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 補足で質問いたします。

今回お尋ねしたのは、1個当たりのトータルの単価及び幾ら補助するのかをお尋ねいたします。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

浄水器については、補助率3分の2で上限15万円、ウオーターサーバーについては、補助率3分の2で上限月額5,000円12か月というところで設定しております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 ということは、運用後については、いわゆるこの被害を受けたお客様、市民の方を認定しました、そうしたら、その調達については市民にお任せするということでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

委員おっしゃるとおり、申請される方が調達することになります。

浄水器とウオーターサーバーの運用の仕方なんですけど、基本的に浄水器の補助を考えています。浄水器の場合、除去率が95%以上のものが市販されていますので、それで暫定指針値をクリアできるところまで低減できる場合は浄水器、それよりも濃度が高い場合はウオーターサーバーという形で考えています。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございませんか。

岩田委員。

○岩田典之委員 今のところですけども、この予算は、ウオーターサーバー、それから、浄水器それぞれ何件分を予定しているのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

浄水器が10件、ウオーターサーバーが5件を計上しています。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 今この問題は発生源が全く不明という状態なんですけども、もし発生源が判明した場合、この費用についてはどのように考えますか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

今のところ法的に汚染を起こしたものについての責任というのは問えない状況ですので、今後、県と協議しながら対応を進めていきたいと考えています。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

根本敦子委員。

○根本敦子委員 4・4、いいんですよね、11ページ。

○広沢修司委員長 11ページの4款1項5目公害対策費について。

○根本敦子委員 ごめんなさい、すいません、まだです。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 先ほどのところですけど、ウオーターサーバー、それから、浄水器ですけども、それぞれ希望者、希望する人が「浄水器じゃなくて、ウオーターサーバーにしてくれ」と言ったら、希望するほうになるんでしょうか。その判断はどこで行うんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 その希望された方の濃度によりますけど、原則、浄水器で対応できる濃度であれば、浄水器の補助という形で、環境課で判断して対応していきます。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、市が持っているというか、実際に使おうと思っている浄水器で水を、どのような状況かを測って、測定して、浄水器で対応するのであれば、対応できるのであれば、浄水器にしてもらうということによろしいでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

申請の際には濃度の証明書を提出していただきますので、それで判断する形になります。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 濃度の証明書ということは、希望する個人の方が、自分が使っている水を、自分が調査をしてから、要はその調査をする費用は個人が負担するということなんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

今工業団地で調査実施している中で対象の方の場合は市の調査結果を使うことになりますけど、それ以外の方で自主的に検査をされた結果、汚染が判明された場合は、その個人の方の費用負担、水質検査については費用負担という形になります。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 確認です。

そうしますと、その観測用井戸で発生したところから、200メートルでしたっけ、200メートルのところの人も含めて自分で調査をするということなんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

今工業団地で進めている調査に関しては市のほうで水質調査させていただいていますので、その分については市の負担という形になります。

以上です。

○岩田典之委員 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。質疑はよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次、11ページから12ページ、5款1項3目農業振興費について質疑をお願いします。

石井委員。

○石井恵子委員 それでは、農業生産技術・経営改善支援事業、この事業の内容を伺います。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 お答えします。

今回の事業で、県のほうで4月1日付で果樹産地強靱化支援事業補助金という補助金の交付要綱が周知されまして、こちら、果樹農家の方々、白井市になると主に梨農家になりますが、その方々に防災効果が低下した多目的防災網や防風網の再整備に要する費用に対して補助を行うという事業になります。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 今、白井市の場合は主に梨とありましたが、果樹というのは梨以外は対象にならないのでしょうか。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 白井市の場合は、今、主に梨と申し上げたんですが、千葉県の場合は千葉県果樹農業振興計画というのがございまして、その中に品目別振興方針13品目というのがございます。13品目の内訳としましては、日本なし、びわ、温州みかんその他かんきつ系の類、キウイフルーツ、ぶどう、かき、くり、うめ、ブルーベリー、いちじく、すもも、亜熱帯果樹等ということになっておりますので、白井市の場合ですと、梨のほかで考えられるのは、キウイフルーツ、ぶどうということになるかと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 今この事業は多目的防災網の再整備に対する補助ということですから、今までもこの防災網を設置してあったものを取り替えるとか、そういうことに対する補助だと思うんですけども、この300万円というのは、積算根拠ですかね、どんなふうになっているのでしょうか。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 お答えします。

積算根拠ですが、昨年度まで似たような事業で気象災害に強い果樹産地支援事業というのがありました。そちらのほうの補助金に募集を検討はしていたけれども、申請できなかったという方が、市のほうで把握していた方が1名、あとは、その事業を活用していたのですが、諸事情により規模を縮小した方が2名おりましたので、一応その方々が申請するかもしれないということでの3名、1名当たり100万円ほどの補助が出るのではないかとということでの300万円ということで計算、積算しております。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 そうしますと、昨年までやっていた事業に手を挙げそびれた方を対象に今考えていらっしゃるというお話でしたが、農家全体に対して、これ、周知をどのようにしていくのでしょうか。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 こちらのほうですが、農家全体のほうにつきましては、梨の場合は梨業組合を通じてまずお知らせする形と、あとは市のほうで県のホームページ等を利用しまして、ホームページ等での周知という形を検討しております。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 すいません、それでは、先ほどこの事業は今年の4月1日から始まった事業だということでしたけれども、もう既に6月が終わってしまいます。今年の4月・5月に網を再整備したよという方は対象になるのでしょうか。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 こちらの事業は県の交付の許可が下りてからの該当となりますので、大変申し訳ないのですが、既に4月・5月に網を諸事情により交換してしまった方については、遡りの申請ができませんので、対象外となります。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 最後に質問です。すいません、細くなりました。補助率は幾つでしたっけ。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 補助率は事業費の4分の1となります。

以上です。

○石井恵子委員 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次、12ページから13ページについて、7款の土木費について質疑はございますか。

荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 まずは道路維持費の中の3)市道維持修繕事業の中の委託料ですね。御説明の中で市道の12-006号ということなんですけど、これは富士のエリアにある比較的長い道路だと思います。ここに通学路を造りたいということなんですけども、実際見てみたんですけども、ここ全部を調査するのか、部分的に調査するのか、まず、そこをお尋ねいたします。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

委員おっしゃるように、場所につきましては市道12-006号線になりまして、富士の八幡神社前の箇所を考えております。延長としましては45メートルほどを予定しているところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 全体の道路の中の本当にごく一部ですけれども、確かにあの辺りって本当に通学には危険だなという具合に思われるところなので、その測定をした後、では、今度は測定後に用地買収等、そういう形になっていくんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

委員おっしゃるように、今回測量設計等を行いまして、具体の各用地買収が必要な面積等を確定するような業務を行いたいと考えています。その後に各地権者さんと交渉を行って、用地の交渉がまとまれば、買収していくといったような流れとなってまいります。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 この辺りもうサウンディングができているという具合に理解しておりますけれども、この道路は非常に長くて、今この道路の中でいわゆる土地分譲をしているところがたくさん長くあるんです。この道路はもともと狭い道路なんですけども、ここの土地分譲をしようとするエリアについても歩道を使うとか、そういう予定はあるんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 すいません、御質問の内容なんですけど、ちょっと確認なんですけども、あの路線は、おっしゃるように長くて、土地分譲というのは造成のようなことですかね。ごめんなさい、もう一回お願いします。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 あの該当道路というのは関東一高に面している、長さでいったら1キロ弱ぐらいの道路、1キロもないですかね、道路があると思います。そのうちの約400メートルぐらいなんですけども、新たに今土地分譲を予定されていると思うんですね。相変わらずあの道は非常に狭いので、あそこは、例えば、セットバックをして、もともと歩道を造るとか、そういう予定は今回考えているのかどうかを、同じ道路なので、併せてお尋ねをいたします。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

開発による宅地造成のことをおっしゃられているということで、それに伴った歩道整備というのは特にないところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 もう一つ、ここの14項工事請負費、ここについて御説明があったのは、白井工業団地にある00-003号という、この道路を緊急工事したという具合にお話がありました。緊急工事の内容と原因についてお尋ねいたします。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

緊急工事の概要ということで、場所につきましては市道00-003号線、こちらは工業団地の中交差点から柏方面に向かう金富橋までの道路が市道00-003号線となるんですが、そちらの道路の公民センター入口交差点付近なんですけども、そちらで道路に穴が見られました、一部舗装の下にも空隙も見られておりましたので、アスファルト舗装や路盤などを撤去して今後陥没の原因となるものがないことなどを確認した上で復旧したといったような工事を行ったものとなります。

以上です。

○荒井靖行副委員長 原因は。

○小島健太郎道路課長 原因ですね。陥没の原因となるようなものがあると、委員おっしゃられるように、それも含めて復旧する必要がございますので、今回そういった水みちなどがないかを確認するために、アスファルトの舗装を剥がすだけでなく、その下の路盤、碎石部分も撤去して、路床と言われる土の部分も出して、水みちなどがないかを確認しております。そういったものはございませんでしたので、そういった沈下の原因になるようなものがないことを確認して、現場のほうは復旧し

ております。

原因としましては、道路が下がる原因っていろいろありますので、特定はできないところですけども、あそこは工業団地にもなっておりまして、大型車なども通っておりますので、そういったものによる沈下なども考えられます。今回そういった道路がへこんだといったようなところもございますので、その後も職員のほうでパトロール等を行っておりますが、さらなる沈下などは見られていないところから、今のところは問題ないのかなというふうに考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 ということは、これ、原因の追究はもう終わったということなんですか。それで、こういう具合に空間が空くというのは、もうついつい八潮の事故を私たちは思い出してしまうんですけども、そのような要素は全くないので、原因は追究できたという具合に考えてよろしいのでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

委員おっしゃるように、八潮の事故などもございますので、市のほうも、先ほどもお答えしたように、路盤なども撤去して原因の解明を行ったところですけども、そういった水みちなども確認できませんでしたので、問題がないということを確認した上で復旧のほうをしたといったところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 これはもう原因が解明できて、もうこれ以上問題はないという具合に判断をしているという理解でよろしいですね。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおりになります。ただ、一応パトロールのほうは続けていこうというふうには考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 それで工事請負費を300万円増やしたいということなんですけども、逆に私は心配になっちゃうんですけど、これは300万円で大丈夫ですか。これから、例えば、大雨とか、洪水がやってきたら、またがぶのみが必要だとか、何とかが必要だというと、どんどんお金がかかってくと思うんですけど、これは300万円で足りているという理解でよろしいですか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

その他工事の予算につきましては、当初700万円ほど予算計上させていただいております。今回この緊急工事に約300万円ほどかかっておりますので、その分を補正したというところになりますので、委員おっしゃるような大雨のような災害とかあった場合の対応についても足りる予算だというふうに考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 これは確認なんですけども、要は当初予算に戻したという考え方でよろしいですね。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 委員おっしゃるとおりで、そのような考え方となっております。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はありますか。

荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 それでは、橋梁維持費についてお尋ねをいたします。

今回、橋梁維持費を支出金として、いわゆる補助金としてもらえなかったのも、その分を地方債で穴埋めするという構図だと思います。

まず、お尋ねしたいのは、地方債で丸々埋めるのではなくて、一般財源との合計で穴埋めするということだと思うんですけども、これはもう地方債がこれ以上借りられないという状況になっているから、こうしたんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおりで、起債に充てられるものについては充てて、残りを一般財源というふうに振り替えたところです。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 そうすると、地方債で借りられる枠はもういっぱいになっちゃったという理解だと思います。そうすると、道路の場合は、支出金が決定しなかったら、来年回しということもよくやっていたと思うんですけど、今回は、やはりどうしてもそれは今年度中の工事としてやらなければいけないということなんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

こちらの工事につきましては、橋梁長寿命化修繕計画にのっとり、橋梁の長寿命化の観点から修繕工事を進めるものとなります。こういった橋梁長寿命化の観点ですとか、安全面の観点からも今年度中に工事のほうは行っていきたいと考えております。

また、仮に次年度以降の対応とした場合、橋梁の工事については、足場など仮設を組んで工事を実施する必要がございますので、工事見合いで実施すると、残工事を今度行うときにまた再び足場を組んだりする必要がございますので、その辺りの経費も二重にかかってきてしまうといったようなところもございますので、予定どおり執行したいというふうに考えているところです。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 今回、この橋梁の維持事業の工事なんですけど、具体的にはどこになるんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

場所につきましては、橋梁2橋を予定しておりまして、1つ目が国道464号をまたぐ橋の、白井の駅前の郵便局の前の橋になります。こちら107A橋という名前の橋になります。もう一つの橋は、白井の配水場近くから神崎川に向かう市道の、神崎川にかかる折立橋と言われる橋があるんですが、こちらの橋になります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 すいません、ここはちょっと昨日お尋ねしたので、実際に折立橋というところに行ってきたんですけども、実際に行ってみて、私が見てみると、どこがちょっと不安なのかがよく分からない。何かひびがあるとか、何かあるのかと、外見から見ると、さっぱり分からないんですけども、ここの必要性はどのように考えているんでしょうか。単純に計画にあるから、やるということなんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

計画につきましては、橋梁の点検を、法定で決まっているんですが、5年に1回点検のほうを行っておりまして、その点検で修繕したほうがいい箇所について修繕計画に入れて実施をしていくといったような事業となっております。点検の結果で必要な修繕を行うといったところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 ちょっとあそこを見てみて、非常に交通量の少ないところだったので、お尋ねしているんですけども、点検の結果、どこが問題で、どういう修繕が必要という結果になっているんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

例えば、雨水排水の配管などがあるんですが、そういったものが腐食とかしておりまして、そういったことが橋の劣化の原因などにつながってまいりますので、長寿命化の観点からも修繕のほう行っていくといったようなところとなっております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 雨水の排水のところも見てみたんですけど、そういう意味でいったら、あまり大規模な工事ではないというふうに理解してよろしいですね。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

折立橋については、橋自体も小さい橋ですし、ちょっとした手を加えていくというようなところがございます。

あと、工事としては、高欄なんかも今の基準と比べるとちょっと低かったりするので、高さをちゃんと確保したりとか、そういったような工事も考えております。

以上です。

○荒井靖行副委員長 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 これで歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入について質疑を行います。

9 ページの15款 2 項 4 目土木費国庫補助金、それから、16款 2 項 4 目農林水産業費県補助金、19款 1 項 1 目財政調整基金繰入金及び22款 1 項市債について、質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 2 項 4 目ですけれども、工業団地アクセス道路、それから、橋梁の維持のところですけども、内示のほうで減額をするということですけども、これは、アクセス道路もそうですけども、特に橋梁、どうですかね、点検というか、維持というのは大変重要な工事だと思うんですけども、これが国のほうの補助金が受けられなかった、減らされたという原因というか、理由というのは、市のほうは把握していますでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

国の内示のつき具合につきましては、どういう理由でこれしかつかなかったとかいったようなところは、特に公表されないところですので、理由といったところはちょっと市のほうでは把握できないところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 市のほうから、どうしても必要な工事なんだけど、なぜ補助金が受けられないのかということは聞けないんですか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

重要性については市も訴えていまして、なるべく補助をいただきたいということでヒアリング等も行っているところですが、白井市に限らず他市も内示については同じような状況となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次、6ページ、地方債補正について質疑を行います。質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 さっきも地方債のことが出たんですけど、これ以上借りれなくてというので、穴埋めとありましたけど、地方債って借入限度っていうのは決まっているんでしょうか。

○広沢修司委員長 富田財政課長。

○富田宏美財政課長 では、地方債の借入限度というところでお答えさせていただきます。

地方債につきましては対象事業に応じて多くのメニューがあり、それぞれのメニューごとに充当率といって、対象事業に対して何%まで地方債を充てることができますというのがメニューごとに定められておりますので、基本的にはその範囲内で借りるということになります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○広沢修司委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第15号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○広沢修司委員長 会議を再開します。

(5) 議案第16号 令和7年度白井市下水道事業会計補正予算(第1号)について

○広沢修司委員長 日程第5、議案第16号 令和7年度白井市下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、支出のほうで委託料、大規模下水道管路特別重点調査等事業業務委託料ですけれども、これ、白井市の下水道の全体のどの程度を調査する予定なんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 全体延長の割合的な話でよろしいでしょうか。まず、市の管理している管路延長がトータルで約249キロメートルございまして、そのうちの今回調査対象となっていますのが約1.6キロメートルですので、割合でいきますと、約0.6%程度になります。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 特に重点地域を調査するんでしょうけれども、そのほか、これ、拡大して今後調査する予定ってあるんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 今回の調査につきましては、国のほうから、埼玉県八潮市の事故を受けまして、全国的に調査をしていただきたいという要請に基づいて行うことになりますので、特別重点調査としては今回のものだけと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 この調査により破損が見つかった場合の対応、あるいは、それに対して国からの補助金等とかというのはあるんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 お答えします。

調査の結果、不具合とか確認された場合は、その状況に応じて修繕等行くと。あと、そういった事象があった場合には、さらに管の上に空洞がないかとか、そういった調査を新たに実施すると、そういったことで予定しております。

それについての補助につきましても、今回、既に国のほうから内示が出ていますので、国の予算を使いまして対応するというふうに考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はありますか。

根本委員。

○根本敦子委員 国の特別重点調査ということで、全体の0.6%ということなんですけど、前に何か聞いたような気がするんですけど、白井市でも定期的に管の調査をしているというふうに聞いています。だから、今回の特別重点調査じゃなくても、定期的にやられているという理解でいいですか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 お答えします。

委員おっしゃるとおり、下水道につきましては公共下水道ストックマネジメント計画というものを策定しておりまして、その計画に基づいて管の調査を行って、状況に応じて修繕を行う、そういったことを計画的に行っています。今回の調査につきましては、あくまでも特別重点調査ということで、下水道ストックマネジメント計画とはまた別の調査という形になります。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 特別というから、何か特別なんだと思うんですけど、そういう内容というのはあるんですか、特別な内容というのかな。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 特別というのは、今回、埼玉県八潮市の事故を受けて国のほうで要請している内容ということで、名称的には特別重点調査という形になっているというふうに理解しております。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 今までも調査しているじゃないですか、水道管の。その延長と思えばいいのか、それとも特別何か、特別に気になっている。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 お答えします。

ずっと継続して行っている計画とは別で、新たに国のほうからの要請を受けて調査を行うというものです。ですので、計画に基づいたものとは別に、国のほうから大きな口径のものを、2,000ミリ以上の大口径の管路とか、もろもろ条件があるんですけども、その対象管路について調査をしてくださいということで要請を受けて今回実施するというものになります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はありますか。

根本委員。

○根本敦子委員 資本的収支及び支出予定額821万2,000円というのがあるんですけど、これで足りるますか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 調査につきましては段階的に行うことになっていまして、まず、管の中に調査員が入って、実際目視で調査を行うことになります。それについてはこの費用で問題なく対応できると考えております。その後、調査の結果、新たに調査が必要だとか、そういったところは、まだ今後どの程度かかるかというのは分からないところでありますので、今時点ではトータルどれぐらいかかるかというのはちょっと把握できていないです。基本的にはこの費用で対応するというふうに考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○広沢修司委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第16号は原案のとおり可決されました。

(6) 議案第19号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第3号)のうち企画経済常任委員会が所掌する科目について

○広沢修司委員長 日程第6、議案第19号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第3号)のうち企画経済常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出から順に一問一答方式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。

8ページから9ページ、2款5項2目各種統計調査費について質疑はございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 国勢調査員が310人なんですけれど、1人当たり何人ぐらい受け持つんでしょうか。

○広沢修司委員長 村越企画政策課長。

○村越貴之企画政策課長 お答えします。

大体1調査区当たり50世帯から70世帯を受け持ってもらうような形になると思います。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 調査員と調査指導員というのがあるんですね。指導員の仕事というのは何ですか。

○広沢修司委員長 村越企画政策課長。

○村越貴之企画政策課長 お答えします。

調査員は、実際に各家庭に調査票を配布するとか、そういう業務をしてくれる方で、指導員については、提出された調査票を確認する作業をする方を指導員という形でやっています。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 7の報償費が11万3,000円減っているんですけど、これは何ですか。

○広沢修司委員長 村越企画政策課長。

○村越貴之企画政策課長 まず、今回の統計の予算の考え方全体としてお伝えさせていただきますと、当初予算で積算したときの県から示された単価とか、そういうものをベースに当初予算では計上しているところなんですけれども、今回新たに、県のほうから、その積算の考え方、根拠とか、それから、報酬等の額の変更が示されましたので、ここで補正予算という形で変更するものとなります。

今の報償費が減額になっているということなんですけれども、これについては、実際調査が終わった後に、いろんな報告会とか、そういうものが予定されているものがあるんですけれども、その対象が定かではないので、その部分が減らされているというような話は聞いています。そのほか報酬等については、いわゆる単価等賃金上がっていますので、そういう意味で上昇しているというようなことを聞いております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。

次に、歳入について質疑を行います。

7 ページ、16款 3 項 1 目総務費委託金のうち統計調査委託金及び19款 1 項 1 目財政調整基金繰入金について質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○広沢修司委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第19号は原案のとおり可決されました。

（7）閉会中の継続調査について

○広沢修司委員長 日程第 7、閉会中の継続調査についてを議題とします。

当常任委員会に係る所管事務につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、企画経済常任委員会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでございました。

閉会 午前 11 時 38 分